

カンボジアにおける弁護士の育成及び弁護士制度の課題 —パート 2 法曹レベル—

カンボジア王立法律経済大学 非常勤
CHEA Seavmey (チア・シュウマイ)

はじめに	31
カンボジアの弁護士史	32
第1章 弁護士法の概要	33
1. 弁護士会 (BAKC)	33
2. 弁護士養成センター (LTC)	34
3. 弁護士	35
第2章 各弁護士会会長と弁護士会の変化	36
1. 歴代会長時代の主な成果	36
a. Say Bory 会長 (1995年～1997年)	36
b. Ang Engthong 会長 (1998年～2002年10月)	37
c. Ky Tech 会長 (2002年11月～2008年10月)	38
d. Chiv Songhak 会長 (2008年11月～2012年10月)	38
e. Bun Honn 会長 (2012年11月～2016年10月)	40
f. Suon Visal 会長 (2016年11月～2020年10月)	41
g. Ly Chantola 会長 (2020年11月～2022年10月予定)	43
2. 弁護士会の問題点	44
第3章 資格取得及び育成制度に関する問題	44
1. 試験制による弁護士	44
2. 無試験制による弁護士	46
3. 改善点	47
第4章 弁護士制度に関する諸問題	48
1. 弁護士の独立の問題	48
2. 弁護士の適格性の問題	50
3. 外国人弁護士の問題	50
結び	51

はじめに

本稿はICD NEWS第85号の続きを執筆するものである。第85号のテーマは「カンボジアにおける法学教育の課題—パート1 大学レベル」であったが、本号では、「カンボジアにおける弁護士の育成及び弁護士制度の課題—パート2 法曹レベル」というテーマで執筆する。全体の狙いは、現在のカンボジアにおける法学教育と法曹のあり方を理解することである。本稿が、今後、カンボジアの司法改革と法整備支援を実施する国の参考情報になれば幸いである。本稿は、執筆のために、現場の生の情報を提供してくださった弁護士の皆様の力がなければ、完成できなかったものであり、協力いただいた方々に深く感謝申し上げます。

カンボジアは現行の司法制度への信頼が著しく低いというのがもっぱらの評判である。また、司法制度を支える法曹のあり方に関して、質量ともに豊かなプロフェッショナルとしての法曹を確保することも依然としてできていない。本稿は、法曹の中でも、弁護士を中心に執筆するが、裁判官に関する育成とそのあり方に関しては、別の機会に述べたい。

これまで弁護士の話題に関しては、メディアで様々なことが取り挙げられてきた。

- ① 2013年に弁護士試験は不公平であるというニュースがあった¹。1名の受験者が試験問題が事前に漏れた疑いと面接試験があるべきではないことを主張した。
- ② 2019年に設立された「サムディチョ・セン首相ボランティア弁護士団体」が司法に影響があるのか話題になった²。
- ③ 2020年に弁護士の修習生1名がクライアントの土地を購入する代金を自分のために使った事件が弁護士倫理の問題として大きなニュースになった³。
- ④ 2020年に地方裁判所長から弁護士会会長に対して、弁護士の実務をしながら、地方行政取締役委員会の委員をすることは、弁護士法上の適格性が問題にならないか、との確認レターが送られた⁴。これに対する弁護士会の回答は、法律上、地方行政取締役委員会との兼職禁止について明文化されていないため弁護士の適格性に問題はないとのことであった⁵。

その他、判決が公開されていないことが弁護士の能力を伸ばすことを阻害しており、養成に関する問題が指摘されている⁶。

本稿は、弁護士の育成と弁護士制度を巡る問題について、具体的にどのような問題を抱

¹ <https://www.rfi.fr/km/Un-candidat-aux-concours-de-droit-veut-un-concours-d-entree-non-corrompu> を参照。【最終アクセス日：2021年1月8日】

² <https://www.rfi.fr/km/កម្មវិធីផ្សេងទៀត/ព្រឹត្តិការណ៍-កម្ពុជា-ប្រចាំថ្ងៃ/20201126-កម្ពុជា-សង្គម-ច្បាប់-មេធាវីស្ម័គ្រចិត្ត> 参照。【最終アクセス日：2021年1月8日】

³ <https://www.cen.com.kh/archives/265198.html/> を参照。【最終アクセス日：2021年1月8日】

⁴ សូមមើល លិខិតលេខ១១១២(កិច្ចប្រញាប់) ចុះថ្ងៃទី២៨ ខែតុលា ឆ្នាំ២០២០ របស់សាលាដំបូងខេត្តកំពង់ធំ។ 2020年10月28日Kompongthom地方裁判第1112号レター参照。

⁵ សូមមើលលិខិតលេខ២៥៣៥/គម២០ចុះថ្ងៃទី១១ ខែធ្នូ ឆ្នាំ២០២០របស់គណៈមេធាវី ករណីសុំបញ្ជាក់អំពីវិសមិតភាពក្នុងការបំពេញតួនាទីជាសមាជិកក្រុមប្រឹក្សាខេត្តនិងការបំពេញតួនាទីមេធាវី។ 2020年12月11日 弁護士会第2535/KM/20号, 弁護士会会長からKompongthom地方裁判所長へのレター参照。

⁶ <https://m.phnompenhpost.com/opinion/importance-publicity-judicial-process-and-publication-judicial-decisions?fbclid=IwAR2vLdGea89RoObgxNslDtseQKd5StfcBYozjnIovFLFfbSyoFhxxES8aLk> を参照。【最終アクセス日：2021年1月8日】

えているのか、また、その原因も分析し、各問題に対する改善策を今後の課題として提案したい。

本稿では、カンボジアにおける弁護士法制度の概要（第1章）、各弁護士会会長と弁護士会の変化（第2章）、育成制度に関する問題（第3章）、弁護士制度に関する問題（第4章）について述べる。

カンボジアの弁護士史

本題に入る前に、簡単にカンボジアの弁護士の歴史について述べておきたい。カンボジアにおける弁護士という概念は、フランス植民地時代、フランスの制度の影響を受けていた。1932年3月王令第32号によって、弁護人（ស្មារតី, スマー・カディ）というクメール語が使われており⁷、当時、司法省で登録している弁護士のみ、法的な弁護士になれた（同令第3条）。バンタボン州にある当時の弁護士の家は、観光地として知られている。

周知のように、カンボジアは独立後にも内戦が続き、制度が復活したが発展しなかったり、ポルポト時代に弁護士制度が破壊されたりしたので、ゼロからの創設が大変であった。内戦終結後、対立していた4つの政党による内戦の終結覚書として、1991年10月23日に「カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定」が締結され⁸、同条約第3条に基づき、カンボジア国立上級委員会(Senior National Committee, ក្រុមប្រឹក្សាជាតិជាន់ខ្ពស់, SNC) が設立された。SNCは、暫定期間に新政府のための総選挙の準備（同条約第4条）をすること及び国の運営を正常に行えることの確保（同条約第6条）をすることという使命があり、1992年9月10日に「カンボジア暫定期間に実行させるための裁判制度、刑事及び刑事訴訟に関する規則」を発令し、各分野の法律が存在していない場合には同規則を適用することとされた⁹。同規則第7条では①法学部卒業証明書を有すること又は法律あるいは司法分野で5年以上職務経験を有することと、②十分な責任を有する者であることの2つの条件を充たせば弁護士になれると規定しているが（第1項）、当時、弁護士が少なかったことから、この条件を緩和し、教育レベルを問わず、被告人が自身の家族に訴訟代理人を依頼することが認められ（第2項）、弁護士と同等な立場のアドバイザー（ទីប្រឹក្សា）と呼ぶこととされた（第3項）。

この規制緩和は、政府に対する批判的な表現を発信した「政治犯(Political Prisoner, អ្នកទោសនយោបាយ)」を裁くために必要であったものである。

その後、1995年6月15日に弁護士約款に関する法（以下、「弁護士法」と略す

⁷ 弁護士の歴史についての紹介には、កុយនេម, ដំណើរការក្តីនៅក្នុងតុលាការកម្ពុជា, ឆ្នាំ១៩៩៨, អង្គការមូលនិធិអាស៊ី [Koy Neam, Introduction to the Cambodian Judicial Process, 1998, The Asia Foundation], ប៊ុនហ៊ុន, វិជ្ជាជីវៈមេធាវីនៅក្នុងសង្គមកម្ពុជា, ឆ្នាំ២០១៦ [Bun Honn, Lawyer Profession in Cambodia Society, 2016] がある。

⁸ កិច្ចព្រមព្រៀងស្តីពីដំណោះស្រាយនយោបាយរួមមួយនៃជំលោះកម្ពុជាថ្ងៃទី២៣ ខែ តុលា ១៩៩១, 「カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定 1991年10月23日」を参照。

⁹ クメール語では、បទបញ្ញត្តិស្តីពីប្រព័ន្ធតុលាការច្បាប់ព្រហ្មទណ្ឌនិងនីតិវិធីព្រហ្មទណ្ឌសំរាប់អនុវត្តនៅក្នុងប្រទេសកម្ពុជាក្នុងសម័យអន្តរកាល である。英語では、Provisions Relating to the Judiciary and Criminal Law and Procedure Applicable in Cambodia During the Transitional Period である。

る)が制定され、同法により、現在の弁護士の制度が定着した。なお、同法第9章暫定規則は、1997年12月31日まで有効とされ(同法第89条)、例えば、弁護士評議会ができるまでの暫定期間においては、司法省が、弁護士試験及び弁護士修習に関するカリキュラムを省令によって決定することとされていた(同法第82条)。

以上のように、カンボジアの弁護士史をまとめた。

現在のカンボジアの法曹制度の基本構造は、狭義の法曹として司法官(裁判官、検察官、執行官などの国家公務員)と弁護士の二元制を前提に、広義の法曹としてその他に公証人、執行人等の裁判所に所属する者や企業法律家など極めて多様な法律家が存在する。司法官と弁護士は、大学卒業後の試験及び研修等、全面的に養成課程が分離されている。また、カンボジアの弁護士制度は、フランスの制度と類似しているが、その最大の特徴として、弁護士自治の強さを指摘することができる。

第1章 弁護士法の概要

この章では、カンボジアにおける弁護士制度の概要を理解するため、弁護士法の弁護士会、弁護士養成センター及び弁護士の規定について述べる。

1. 弁護士会(BAKC)

弁護士会(Bar Association of the Kingdom of Cambodia, BAKC)¹⁰は、弁護士の強制登録加入・懲戒等をはじめ、弁護士全体の自治権行使の中心となる監督機関である¹¹。また、司法省に対し活動と予算報告をする義務を有する¹²。弁護士会の運営の中心機関は、1名の会長及び33名の評議員から構成される評議会である¹³。

弁護士会会長は、弁護士を代表し、総会や評議会の議長となるほか、弁護士と顧客と

¹⁰ カンボジアの弁護士の概要に関して、英語で紹介する文献がある。Bar Association of the Kingdom of Cambodia, *Legal Profession in Cambodia*, 2005。また、カンボジアの弁護士に関する問題と倫理を紹介する文献には、*មេតារី លី តៃសេង, មេតារី និពន្ធសីលធម៌, ឆ្នាំ២០០៩* [Ly Tayseng, *Attorney at Law and Ethic*, 2009]がある。

¹¹ 弁護士法第13条は、「弁護士会は、政党、宗教団体その他の団体に従属してはならない。すべてのイデオロギー的、宗教的又は政治的な表現は、禁止される。弁護士会は、自己金融型の団体であるが、利益を生む活動を行うことができない。」と規定する。

¹² 同法第26条は、「弁護士評議会は、司法大臣に対して毎年弁護士会の運営活動についての詳細な報告書を提出して審査を受け、かつ、当該報告書を公表するものとする。弁護士評議会は、司法省からの要請があった場合、司法大臣に対して弁護士評議会の財務状況その他の情報について述べた文書を提供するものとする。」と規定する。

¹³ 同法第10条は、「弁護士評議会の構成員数は、次のとおりとする。

- ・ 弁護士会の会員数が30名以下の場合、5名
- ・ 弁護士会の会員数が31名以上50名以下の場合、9名
- ・ 弁護士会の会員数が51名以上200名以下の場合、13名
- ・ 弁護士会の会員数が201名以上500名以下の場合、19名
- ・ 弁護士会の会員数が501名以上1,000名以下の場合、27名
- ・ 弁護士会の会員数が1,001名以上の場合、33名。」と規定する。

の間の紛争や弁護士同士の紛争の調停人・仲裁人としての任務をも負う¹⁴。弁護士会会長は、総会で選挙により選出され、任期は2年である（弁護士法第9条）。

弁護士評議会の構成員は、弁護士会に所属する全登録弁護士によって構成される総会で選挙により選出され、任期は3年である（同法第14条、11条）。弁護士評議会の任務は、弁護士の入会審査、懲戒処分、規則制定、会員事務所の会計審査、事務所の設置認可、従業員弁護士の従業員契約の審査等広範囲にわたる¹⁵。

2. 弁護士養成センター(LTC)

弁護士養成制度の中核を担っているのが弁護士養成センター(Lawyer Training Center, LTC)である。LTCは、1995年にアメリカの支援で設立された。1997年の武力衝突によってアメリカの支援が打ち切られてからは、開講できないままであったが、日本の支援により、2002年に再開された¹⁶。

LTCは、高度で専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする専門職学位課程を置く専門職大学院の一つとして位置づけられている。LTCの研修は、12ヶ月である。

なお、LTCでの研修を終えた後には、実務研修がある。実務研修は、研修主任弁護士の監督下で行われる¹⁷。研修生は、研修主任弁護士の業務全般に関与できるが、その者に代わって業務を行うことはできない。クライアントとの面会への立会い、弁論への出席、文書起案などのほか、弁護士会主催の法律相談にも参加する。

¹⁴ 同法第27条は、「弁護士会の会長は、次に掲げる義務及び責任を有する。

- ・ 弁護士会の長
 - ・ 弁護士会の総会及び弁護士評議会における議長
 - ・ 法曹及びすべての構成員の利益の保証人
 - ・ ある弁護士と別の弁護士との間又は弁護士と依頼者との間の紛争における和解人、又は必要な場合には、両当事者からの要請に応じて、仲裁人
 - ・ 第三者又は官公庁に対する法曹の代表者
 - ・ 弁護士評議会の承諾を得た上で、弁護士会に關係する訴訟における弁護士の代理人
- 弁護士評議会の投票において、会長の投票は、特別の重みをもつことはない。」と規定する。

¹⁵ 同法第19条は、「弁護士評議会は、法曹の行動に関するすべての問題を調査及び解決するものとする。弁護士評議会は、弁護士の義務の履行及び権利の保護を確保するものとする。弁護士評議会は、とりわけ次に掲げる機能を有する。

- ・ 内規及び倫理規範を策定する。
- ・ 修習に向けた氏名の列挙及び弁護士名簿への登録についての決定を行う。
- ・ 弁護士により提出された承認要請についての決定を行う。
- ・ 弁護士が調査を受けるために提出する義務を負う契約書その他の文書を調査し、かつ、当該契約書及び文書について指導的意見を提示する。
- ・ 弁護士による簿記の正確性を確認する。
- ・ 弁護士会の全体的な構成及び運営を確保する。
- ・ 規律の遵守及び懲戒処分の執行を確保する。
- ・ 弁護士会の財産及び予算を管理運用し、かつ、個々の弁護士が支払うべき会費の額及び法曹のための一般的な保険料の支払額を定める。
- ・ 弁護士基金の資金を管理する。
- ・ 主に官公庁からの招へいがあった場合に、正義の分野のほか、刑事弁護分野における弁護士の権利に關係する様々な問題について、意見を表明する。」と規定する。

¹⁶ 独立行政法人国際協力機構『世界を変える日本式「法づくり」一途上国とともに歩む法整備支援』（2018年）P.124

¹⁷ 弁護士法第36条。

3. 弁護士

弁護士法第1条によれば、弁護士は、正義のために尽くす独立的かつ自主的な職業である¹⁸。しかし、「正義」、「独立」、「自主的」という用語に関する定義がないため、どの側面で独立しているのか不明である¹⁹。

カンボジアの弁護士は、弁護士会への登録が強制される（同法第4条）。弁護士会に登録している弁護士はカンボジア全土で弁護士業務を行い得る。

弁護士倫理については、弁護士法に規定が置かれているほか、弁護士会の倫理規則で細かな定めが設けられている。弁護士は、職業上の秘密を守る義務を有する（同法第48条）。

弁護士の役割については、大きく裁判上の任務（同法第2条）と裁判外の任務とに分かれる（同法第3条）。前者の役割が中心であるが、近時、徐々に後者の役割が意義を拡大しつつある。

裁判上の任務における訴訟上の役割は、大きく訴訟代理と訴訟援助とに分かれる。訴訟代理又は裁判上の代理は、原則として弁護士でなければならないとされる（民事訴訟法第53条）。裁判外の任務は、法律問題についての助言・相談の任務である。その領域は広く、契約書の作成、会社約款の作成、法的交渉への関与等もこれに含まれる。業務のビジネス化及び国際化の進展は著しいものであり、弁護士事務所でも競争が繰り広げられている。

弁護士の活動については、主に、(A)個人事務所(Individual)、(B)共同事務所(Group)²⁰、(C)弁護士法人(Law Firm)²¹の3つの形態がある（同法第46条）。この3形態の場合は、弁護士登録の他に弁護士会に弁護士事務所を登録する必要がある。BAKCのホームページ²²によれば、2017年までに個人事務所が315箇所、共同事務所が106箇所、弁護士法人が22法人とされている。また、3形態の他に、弁護士間の提携によるアソシエイト（Associate）も存在している。アソシエイトは、協力者弁護士タイプ（個人事件を受託できる）²³と従業者弁護士タイプ（事務所の事件のみを扱う）²⁴とに区別される。

弁護士の報酬については、訴訟代理の部分に関する基準報酬表がなく、訴訟援助や訴

¹⁸ 同法第1条は、「法曹は、正義のために尽くす独立的かつ自主的な職業であり、かつ、弁護士会の枠組みの中に限り、これを追求することができる。」と規定している。また、同法第4条は、「弁護士会の会員である弁護士を除き、いかなる者も、報酬を得る目的で、弁護士業を行うことができず、かつ、法律相談を受けること及び法律文書を作成することもできない。ただし、当該法律相談又は文書の作成が、その者の職業に付随する業務である場合、又は法律が認める役割である場合は、この限りでない」と規定している。

¹⁹ មេត្រី លី តៃសេង, មេត្រី និងសីលធម៌ ភ្នំ២០០៩ទំព័រ៧៦ [Ly Tayseng, Attorney at Law and Ethic, 2009, Page 76] が取り上げている。

²⁰ 2人以上の弁護士が連携して設置する事務所で、商業省へ登録していないもの。団体の構成員となる弁護士がそれぞれ責任を負う。

²¹ 商業省に法人として登録をしたもの。

²² <https://www.bakc.org.kh/index.php/km/2020-02-02-04-06-43> 参照可能。【最終アクセス日：2021年1月8日】

²³ 弁護士法第52条参照。

²⁴ 弁護士法第51条参照。

訟外の相談・助言・文書作成等も自由報酬制であり（同法第68条），①弁護士間の所得格差が増大していることと②弁護士の納税申告に関することが現在，大きな問題となっている。現在，(C)の形態，つまり，弁護士法人のみが納税申告しているが，(A)と(B)の形態は納税申告しておらず，このことに対して，2017年に税総局から批判があった²⁵が，2021年現在改善は見られないままである。

弁護士の兼業については，相当厳格に制限されており，国家公務員の仕事と全ての商行為への関与が排除されるほか，他の職業との兼務は一切認められない（同法第53条）。その例外としては，非常勤の裁判官，仲裁人，調停人等がある²⁶。また，弁護士も大学の非常勤講師としてたくさん貢献している（ICD NEWS 85号参照）。

適切な裁判を実現するためには，質の高い法曹を養成しなければならない。国民の権利を保護し，国民と司法をつなぐ重要な役割を担う弁護士が，現在大幅に増員される見通しであるが，これまでの育成制度と弁護士制度のあり方を質的に根本的に改善する動きは見受けられない。

弁護士会創設後，現在まで25年の歴史を振り返ってみたとき，弁護士会としての役割を十分に果たしてきたかについて様々な疑問がある。次の章では，弁護士の育成制度に関する問題及び弁護士制度に関する問題について順に取り上げて詳細に述べる。

第2章 各弁護士会会長と弁護士会の変化

1. 歴代会長時代の主な成果

a. Say Bory会長（1995年～1997年）

カンボジア王国弁護士会の設置に関して，2020年10月27日に，弁護士会初の会長であるSay Bory弁護士にインタビューした。同弁護士は，1995年10月16日に弁護士（登録番号1）になった者である。フランスに留学し，1979年に博士号を取得し，フランス国籍も取得した後に帰国して，カンボジアの大学の非常勤講師としても活躍し，数多くの行政図書を執筆してカンボジアで行政分野における有名な学者として認められた。弁護士会会長になる前は，国民議員議会と上院関係省の大臣として活躍した。現在も実務をする弁護士²⁷として登録している。

²⁵ 2017年8月4日に弁護士会と税務署により，弁護士の納税義務について共同セミナーが実施された。同セミナーで，税務署の副総局長は，セミナーに出席した弁護士に対して，弁護士が税を払わないことに言及し，弁護士がそれに対抗したという有名な事件である。 <http://nokorwatnews.com/archives/213027>（最終アクセス日：2021年1年8日）

²⁶ 弁護士法第3条第2項参照。現在，カンボジア労働仲裁委員会と商事仲裁委員会では，数多くの弁護士が活躍している。

²⁷ カンボジアでは，例えば，弁護士資格を有する者が，公務員や裁判官等となり，弁護士活動を停止したい場合，「実務をしない弁護士」として弁護士会に登録する制度がある。公務員や裁判官をやめた時には，「実務をする弁護士」（正規の弁護士）として登録し，弁護士実務を行うことができる。BAKCのホームページによれば，2020年までBAKCに登録している弁護士は，2,315名いる。その中で，正規の弁護士は1,745名（うち女性の弁護士は，403名），修習生の弁護士は402名（うち女性は，137名），実務をしない弁護士は115名（うち女性は，17名）である。

インタビューした情報をまとめると、初期のカンボジア弁護士会は、1993年頃からフランス政府の支援を受けていた。当時、フランス政府は、医療(Calmet Hospital, Pastuer Institute), 教育(王立法律経済大学)をはじめ、幅広い分野の支援を行っており、その中に、弁護士会の創設支援もあった。支援の内容は、弁護士法の起草、ゼロから弁護士会を形にするまでの事務作業などであった。

弁護士会の設立後は、アメリカからの金銭援助（およそ10万ドル）もあった。それゆえ、現在に至るまでカンボジア弁護士の印鑑には、3つの言語（フランス語、英語、クメール語）が記載されている。



【弁護士の印鑑】

しかし、1997年7月5日及び6日に、プノンペンで武力衝突があったため、カンボジアは再び混乱状態に置かれ、これによって弁護士会への支援も止まり、弁護士会の活動も一時停止されることとなった。

以上のように、Say Bory弁護士は、最初の会長としてフランスとアメリカの支援の下で弁護士会の組織をスタートしたのである。

b. Ang Engthong会長（1998年～2002年10月）

Ang Engthong弁護士は、1995年10月16日に弁護士（登録番号9）になり、1998年から2002年まで弁護士会会長を務めた。同弁護士は、かつてNGOの弁護士だったため、会長時代、当該NGOからの支援があった。現在は、実務をする弁護士として登録しており、労働仲裁委員会(Arbitration Council)の委員として活躍している²⁸。

カンボジアでは、1998年に総選挙があったが、それにより政情が落ち着いたとは言えない状況であった。1999年頃からは、日本からの法整備支援があり、「法制度整備」、「裁判官・検察官養成校民事教育改善」及び「弁護士会司法支援」の3つが並行して展開されてきた時期である。しかし、当時のカンボジア国内では、まだ内戦が続き、完全に平和とは言えず、弁護士の重要性も高くなかった。

以上のように、Ang Engthong会長の時代には、弁護士制度の変化はあまり見られなかったといえる。

²⁸ Ang Engthong弁護士の経歴は、<https://www.arbitrationcouncil.org/team/arbitrator-ang-eng-thong/?lang=km>を参照。【最終アクセス日：2021年1月21日】

c. Ky Tech会長（2002年11月～2008年10月）

Ky Tech弁護士は、1999年1月29日に弁護士（登録番号156）になり、2002年11月から2004年10月まで弁護士会会長を務めた。2004年10月16日に行われた弁護士会会長の選挙でSuon Visal弁護士が勝ったが、その結果に反対するKy Tech弁護士は、選挙に不正があったとして、同日に選挙の結果を拒否する旨を裁判所に提訴した²⁹。このことから、2005年6月2日の最高裁判所判決第97号が言い渡されるまで、Ky Tech弁護士がさらに1年間ほど暫定の会長として就任していた。同判決によれば、Ky Tech弁護士の要求が認められ、その後、再度の選挙が行われて、2008年10月まで同弁護士が会長を務めた。会長の任期が終了してからは、2021年現在に至るまで、王立政府の弁護士グループ会長及びサムディチョ・セン首相ボランティア弁護士団体の会長として活動しており、上級大臣と同等の地位にある。

同会長の主な成果は、弁護士養成センター（LTC）の管理と運営に変化をもたらしたことである。

同会長の在任中に、日本の支援によって、LTCが再開された。LTCの再開は、教室や教官の確保からのスタートであり、再開当時は、王立法経大学から提供された教室を使用していた。当時、入試の問題の漏洩や不正を防ぐため、JICA、弁護士会会長、司法省の次官、裁判官がホテルの一室に集まって入試問題を作成するなどし、入試を慎重に実施した。当時の教室は王立法律経済大学の中にあった³⁰。なお、JICAからの支援がある間、センターにおける弁護士の育成に係る費用は無料であった。

以上のように、Ky Tech会長の時代に、JICAの法整備支援のおかげでLTCが再開し、発展した。

d. Chiv Songhak会長（2008年11月～2012年10月）

Chiv Songhak弁護士は、1995年10月16日に弁護士（登録番号7）になり、2008年11月から2012年10月まで、弁護士会会長を務めた。その後、同弁護士は、2021年現在に至るまで司法省の副大臣を務めている。現時点までのBAKCホームページによれば、同弁護士は、実務をしない弁護士として登録している。

2008年に「LTCに関する政令」が新たに発令され、2001年の旧政令が廃止された³¹が、これによるLTCの大きな改正点は、3つある。

一点目は、LTCによる研修の受講者数、選抜試験の手続、学習プログラム、教員及び弁護士実務資格試験に関することは、弁護士評議会のみによって決めるものと

²⁹ 当時のニュースを英語でも参照可能。 <https://www.phnompenpost.com/national/presidential-spat-divides-cambodian-bar-association> 【最終アクセス日：2021年1月8日】

³⁰ 詳しくは、独立行政法人国際協力機構『世界を変える日本式「法づくり」一途上国とともに歩む法整備支援』（2018年）126ページ以降を参照。

³¹ Sub Decree 93 RN/KRO.BK The Establishment of Lawyer Training Center, 11th September 2008.

変更された（同政令第6条）。また、弁護士会が技術的な管理を、王立司法学院が行政的な管理を行い、それぞれが責任を負うこととされた。当時から、LTCは王立司法学院の敷地内にあり、教室・事務所・駐車場などは全て司法省の管理下にある同院から提供されている。

この改正の背景として、2008年当時、Sok An副首相が内閣担当大臣であり、かつ、司法制度改革委員会(ក្រុមប្រឹក្សាកែលម្អប្រព័ន្ធយុត្តិធម៌)の共同会長³²でもあったことがある。副首相は、法曹と公務員が同一の教育を受けるべきであるというアメリカ式の方針を採用したことから、同じキャンパス内で、王立行政学院³³(Royal School of Administration, RSA, សាលារៀនមន្ត្រីរដ្ឋបាល)は左側に、王立司法学院³⁴(Royal Academy for Judicial Professions, RAJP, រាជបណ្ឌិតសភាវិជ្ជាជីវៈតុលាការ)は右側に配置された。RSAは、1995年から内閣の下にあったが、2014年2月から現在までMinistry of Civil Service³⁵の下に置かれている。それに対し、RAJPは、2005年に創設された。RAJPの中には、さらに裁判官養成校、書記官養成校、執行官養成校、公証人養成校の4つの養成校があるほか、弁護士養成センターもRAJPが管理している。Sok An副首相の改革の思想は、少なくともキャンパスが同じであれば、別々のクラスであっても、研修生を同じ規律により育成でき、教員も同じであるため、研修生の能力を一定程度確保できるというところにある。



【RSA（キャンパス左側）】



【RAJP（キャンパス右側）】

また、JICAによるLTCに対する支援プロジェクトの継続中、LTCの学費は無料であったが、同プロジェクトが終了した後、年間約2,000ドルの学費を徴収するようになった。支援終了後も、LTCが自立運営できるようになり、卒業生を毎年輩出している。

³² 司法制度改革委員会は、2002年6月19日に勅令0602/158号により設立され、最高裁判所会長(Dith Monty氏)、内閣担当大臣(Sok An氏)が共同会長を務めた。なお、Sok An氏は、2017年3月16日に病気で亡くなった。

³³ 1956年にシアヌーク国王によって、カンボジアで初めての王立行政学院が創設された。公式ホームページを参照 <http://era.gov.kh>。

³⁴ 王立司法学院の公式ホームページを参照。 <http://www.rajp.gov.kh>。

³⁵ Ministry of Civil Serviceの公式ホームページを参照。 <http://www.mcs.gov.kh>。

政令によるLTCの改善の二点目は、弁護士試験監督委員会の構成メンバーのうち、王立法律経済大学の法律教員が削除され、代わりにLTCのセンター長が追加されたことである（同政令第8条）。

三点目に、旧政令には規定がなかったLTCの役割及び義務について、以下のように明確に規定された（同政令第5条）。

- － LTC入所試験手続及び弁護士試験のドラフトを作成すること。
- － 研修プログラムを用意し、教官を選出し、それを弁護士評議会の検討及び決定のために提供すること。
- － 弁護士の修習生を育成し、インターン中の修習生に追加修習をし、及び実務をしている弁護士の研修を実施すること。
- － 弁護士評議会に活動報告書及び財務報告書を提出すること。
- － 弁護士評議会の指示に従って他の活動をする事。

以上のように、Chiv Songhak会長の下で、弁護士会は単独で弁護士の実務を管理する制度へと非常に大きく変化した。

e. Bun Honn会長（2012年11月～2016年10月）

Bun Honn弁護士は、1999年1月29日に弁護士（登録番号141）になり、2012年11月から2016年10月まで弁護士会会長を務めた。それまでは、2002年から2005年まで弁護士評議会の評議員を務め、2003年から2007年まではLTCの事務職長を務めた。2005年から現在まで共同事務所も運営している。弁護士会会長の退任後は、2021年現在まで内務省の副大臣を務めている³⁶。

同会長が残した主な成果は2つある。

第一に、弁護士法第32条に規定する無試験制度により弁護士になった者の育成制度を創設したことである。最初は、任意のセミナーであり、参加は義務化されていなかったが、現在では義務化されている。また、当該制度は、後続を育成する役割も果たしており、弁護士法第33条に規定する試験を受けた弁護士も参加することができるセミナーであった。

2012年からJICAの法整備支援民法・民事訴訟法普及プロジェクトの協力を受け、民法分野に関する弁護士の育成制度が充実化され、弁護士の教官が10名程、この支援を受けた。

しかし、積極的に参加しなかった弁護士もいたことと弁護士会自身もセミナーを確実に実施できなかつたため、結局、効率的な育成制度として成り立たなかつた。同会長は、この問題を認識しており、二回目の任期（2015年頃）に、無試験制度により弁護士となった者の育成を、試験を受けた弁護士の育成と同様に適切なカリキュラムを設け、厳しく出席をフォローするという方針を打ち出した。しかし、

³⁶ 現在でもBAKCのホームページによれば、同弁護士は「実務をする弁護士」として登録している。

同方針は実施までには至らず、次の会長の手で実施されることとなった。

第二の成果としては、弁護士資格の有効期限制度を導入したことが挙げられる。これまでは、弁護士資格が発行されたら、ずっと有効なものとして使用されていた。しかし、弁護士会会員として登録しているにもかかわらず、弁護士会との繋がりを断っている弁護士がいたことを認識していた同会長は、資格の改革を行った。弁護士資格は2年おきにアップデートする必要がある、その際に、所属事務所の情報のアップデートがあれば弁護士会にあわせて報告することとした。また、弁護士資格の更新料は、弁護士会の収入にもなっている。

同会長の時代には、弁護士会の事務の改革も行われた。情報発信は、資料送付から電子メールへと変更され、弁護士が全員、電子メールアカウントを持つようになった。

それに加え、BAKCの事務所についても、それまでは借りていたが、同会長の時代に正式に所有権を有する建物を確保することができた³⁷。



【BAKC建物】

以上のように、Bun Honn弁護士は、弁護士の育成と資格制度を改革した。無試験制度による弁護士と試験を受けた弁護士との質の統合と弁護士会の組織に関して、大きな発展があったと言える。

f. Suon Visal会長（2016年11月～2020年10月）

Suon Visal弁護士は、1999年1月29日に弁護士（登録番号143）になり、2016年11月から2020年10月まで、弁護士会会長を二期務めた。その後、同弁護士は、司法省の副大臣を務めている³⁸。現時点までのBAKCホームページによれば、同弁護士は、実務をする弁護士として登録している。

BAKCが公表した2019年10月から1年間の活動成果報告には、主に17の

³⁷ インタビューによる情報。

³⁸ Royal Decree NS/RKT/1120/1169 on 2nd November 2020. 「司法省の副大臣の任命に関する勅令」を参照。

成果が挙げられている³⁹。そのうち、重要な成果は、次のとおりである。第一に、報告書の(6)各州に弁護士会事務所を設置することができたため、各州の貧しい国民のために弁護士サービスを提供するメカニズムができたこと及び(7)全国の刑務所に弁護士の相談室を設置することができたため、弁護士にとって以前より適切な場所で仕事ができるようになったことが挙げられる。また、第二に、報告書の(16)2019年6月に懲罰委員会が設置され、実務を中立的に評価するメカニズムとして弁護士評議会をサポートすることとされたこと、第三に、報告書の(17)弁護士会の新しい建物が出来たため、弁護士養成センターも王立司法学院の建物から移されたことが大きな変化である。

また、弁護士会が現在認識している問題には以下のようなことが挙げられる⁴⁰。(1) 弁護士が大都市のみに集中しており、地方の弁護士不足の問題、(2) 弁護士の能力が現在のグローバル化市場のニーズに対応していない問題(言語、ソフトスキル、電子メールの使い方)、(3) 2020年には貧しい人々に法律サービスが拡大されたにも関わらず予算が不足している問題、(4) 弁護士の仕事が他の機関(裁判所、地理地籍局、商業省等)に奪われている問題がある。また、今後の方向性は報告書によれば、(1) 民法、民事訴訟法、刑法と刑事訴訟法に関する改正点を検討すること、(2) 外国弁護士に関する登録の検討、(3) その他の弁護士の能力向上が挙げられている。

正式なデータを持っていないが、Suon Visal会長の時代に無試験制度による弁護士の数が圧倒的に増えたと推測される。前会長の政策を実施し、無試験制度による弁護士の育成を強化し、現在まで実施しているが、これでは試験を受けた弁護士が育成制度に参加できなくなる。その試験を受けた弁護士の後続を育成するため、弁護士会がセミナーを実施したが、無計画であり、かつ、セミナーのテーマも人権に関するものが多く、労働法や会社法、商事仲裁法などの展開・先端科目群セミナーが充実していない。これでは、近年の弁護士のニーズに合わないとの評価を受けている。

また、2017年にJICAの法整備支援プロジェクトの民法・民事訴訟法普及プロジェクトが終了し、民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトが開始された。これにより、民法・民事訴訟法普及プロジェクトの時期に育成された弁護士教官(10名)によるワーキンググループ活動が終了したが、その後残念なことに、弁護士会はその10名の弁護士教官を活用していない。これらの教官について、JICAとのプロジェクトが終わった後の活用について考慮されることを期待している。

以上のように、Suon Visal会長が、弁護士会として新しい制度を創設したり、無試験制度による弁護士の育成を強化する一方、労働法、会社法、商事仲裁法などの

³⁹ 第25回弁護士会総会にて公開された「2019年10月から2020年10月までの弁護士会活動成果報告」を参照。<http://bakk.org.kh/pdf/2020%20October/វិញ្ញាបនបត្រសម្រាប់សិស្សស្រីច្បាប់ពិភពលោក.pdf>【最終アクセス日2021年1月21日】

⁴⁰ 前掲(注39) 同報告書17ページ。

展開・先端科目群セミナーは充実しなかった。また、無試験制度による弁護士が圧倒的に増えたが、育成管理が間に合っておらず、これが大きな課題となっていると思われる。

g. Ly Chantola会長（2020年11月～2022年10月予定）

Ly Chantola弁護士は、1999年に王立法律経済大学の法学部を卒業し、フランスのリヨン大学から修士号を取得した。弁護士の仕事以外に、王立法律経済大学とLTCの非常勤講師として法学の教員をしている。2009年7月7日に、弁護士（登録番号581）になった。2009年に、内閣の法律家委員会の委員として任命され、2018年から現在まで同委員会の副会長を務め、これまで、数多くの法令を起草し、審査する経験を積んでいる。また、2012年から2015年まで、弁護士評議会の評議員にも選ばれ、弁護士会の組織管理に関する経験も有している。2019年から現在まで王立政府の弁護士としても任命され、活躍している⁴¹。

2020年の弁護士会会長選挙のキャンペーンでは、弁護士のための改革の政策を唱えた⁴²。その主な内容は、8つあり、第一に、弁護士法第31条と第32条による弁護士の資格取得を厳しくすることを通じて、弁護士の質と能力を確保する。第二に、トレーニングコース、セミナー、経験の共有、国内と国外の見学を増やすことによって、弁護士の能力を向上させる。第三に、国内と国際機構、とりわけ、司法警察、刑務所及び裁判所との協力関係を向上させる。第四に、弁護士の役割及びクライアントに提供できる業務に関する広告を増やす。第五に、クライアントに提供できるサービスをさらに拡大し、弁護士資格を有さない者の業務を阻害する。第六に、弁護士会、弁護士実務及び社会の公平に関することについて弁護士の貢献できるメカニズムを創設する。第七に、全ての弁護士の福利のためのメカニズム（とりわけ、高齢の弁護士及び病気の弁護士のための基金を集めるメカニズム）を拡大し、その実行を継続させる。第八に、弁護士会と各弁護士との仲介をし、全ての弁護士に対してより良いサービスを行う、ことが主張された。

以上のように、Ly Chantola会長が第一の政策として「弁護士の質と能力を確保する」と主張したが、具体的に何が問題だと認識しているのか、かつ、如何なる改革を進めるのかは不明であり、この点に関して、今後の検討課題として残したい。

⁴¹ Royal Decree NS/RKT/0319/454, 29th March 2019 (ព្រះរាជក្រឹត្យទេស/រកត/០៣១៩/៤៥៤ថ្ងៃទី២៩មីនាឆ្នាំ២០១៩)

⁴² <http://www.freshnewsasia.com/index.php/en/localnews/172816-2020-10-07-06-10-49.html> を参照。【最終アクセス日：2021年1月8日】

2. 弁護士会の問題点

【表1：弁護士会会長の活動に関するまとめ】

会長	任期	大きな成果	現在の職業
Say Bory	1995年～	弁護士会の創設	弁護士
Ang Engthong	1998年～	日本による法整備支援開始準備	弁護士
Ky Tech	2002年～	LTC 設立（JICA の支援）	王国政府弁護士会長、 首相ボランティア弁護士団体会長
Chiv Songhak	2008年～	BAKC 単独運営へ、LTC 改革	司法省の長官
Bun Honn	2012年～	無試験制度による弁護士の研修プログラム策定	内務省の長官
Suon Visal	2016年～	無試験制度による弁護士の研修プログラム実施	司法省の長官
Ly Chantola	2020年～	—	—

弁護士会のこれまでの発展を踏まえた上で、次の点について問題を提起する。

第一に、弁護士会の独立が懸念されることである。2002年以降、会長は任期後に、政府の要職を獲得しており、これは、弁護士会会長の個人にとってメリットだと言えるが、裏に政治的な利点があるのであれば、弁護士会が独立しているのか懸念される。弁護士会の独立性が懸念されれば、弁護士自身の独立性にも影響を与えるのではないかと思われる。

第二に、弁護士会の発展が十分でないことである。これまで長期的な政策を唱える会長はいなかった。また、2008年以降の会長選挙キャンペーンの際には、政策に関する討論はなく、会員を盛大なパーティーに招待する動きが見られたことから、さらなる問題認識及び改善策を提示する会長の候補者が必要だと思われる。

第3章 資格取得及び育成制度に関する問題

弁護士法によれば、弁護士になるためには次の2つの方法があるが、どちらの方法においても問題を抱えている⁴³。

1. 試験制による弁護士

弁護士の試験制については、弁護士法第31条に規定されている。その条文の内容は、次の通りである。

「次に掲げる条件を満たす者は、弁護士としての職務に従事することができる。

1. カンボジア国籍を有する。
2. 法学の学士号（Licence en Droit）又は同等とされる法学の学位を有する。
3. 弁護士専門技術証明書を有する。弁護士専門技術証明書は、法曹の修習センターが発行する。当該センターの構成及び機能は、政令により決定される。

⁴³ 本件に関して、先行文献がある。Ean Chhorida「養成主体の連帯からみたカンボジア弁護士養成問題」（名古屋大学大学院法学研究科，修士課程論文，2019年）を参照。

4. 軽罪又は重罪につき有罪判決を受けたことがなく、かつ、懲戒処分又は行政罰（役割からの解任、反名誉的行為又は不道徳的行為を理由とした解雇など。）を受けたことがない。裁判所により個人的に破産宣告を受けていない。」

この試験制度には、3つの段階があるが、それぞれにおいて様々な問題が指摘されている。

最初の段階は、試験であるが、一定の能力を測り、点数に基づいて決定するものであるため、実務の能力が測れない。また、合格者数は、年に50名～60名程度に限られており、合格率は、ほぼ25%である⁴⁴。

受験者からは、筆記試験及び面接試験の質問は、弁護士となる能力を測るには不十分であり、試験官以外の第三者がこれを評価する制度もないのは不公正ではないかという懸念が示されている⁴⁵。また、ここ数年の法学部生は、弁護士試験を信頼しておらず、弁護士試験の受験者は、例年200人程度である。正式なデータを取得することはできなかったが、これは法学部を卒業した学生の数と比べても圧倒的に少ないものである。つまり、学部生にとって弁護士試験はあまり人気がなく、試験制度に信頼がないことがわかる。

次の段階は、1年目のLTC研修⁴⁶である。2018年度のカリキュラムによれば、必修科目は、以下のようになっている。

【表2：LTC研修のカリキュラム】

科目	時間数	科目	時間数
民事訴訟手続の分析	50時間	特別契約及び契約文書起案	25時間
刑事事件弁護の技術	45時間	強制執行	25時間
刑法総論・各論	40時間	商事仲裁	20時間
高等裁判所と最高裁判所の段階における刑事事件の実務	35時間	行政手続法	20時間
人権法	30時間	倒産法	20時間
弁護士法・倫理・内部規則・事務所経営	30時間	会社法	20時間
刑事訴訟法の分析	30時間	労働紛争	20時間
クライアントのインタビュー技術	30時間	土地紛争	20時間
婚姻・相続・子	30時間	行政法	20時間
抵当権及び不法行為	25時間	差押	15時間

上記のカリキュラムは、弁護士が必要とする最低限の知識である①法律基本科目群（公

⁴⁴ 2016年と2017年に受験者が200名程度で、合格者が50名程度である。

⁴⁵ 弁護士試験受験経験者にインタビューした情報。

⁴⁶ 弁護士法第35条は、「修習名簿に氏名が登録されたばかりの弁護士は、修習の参加免除の承認を受けた弁護士を除き、弁護士会の内規が規定する手続に従い、1年間の修習課程に参加するものとする。修習手続は、主に次の事項から構成される。

・弁護士会が実施する追加修習

・弁護士事務所における実際のアソシエイトとしての業務に従事」と規定している。

また、同法第36条は、「修習は、弁護士会から、当該修習の責任者として任命された弁護士の監督のもとに行われる。」と規定している。

法系，民事系，刑事系などの実体法学と手続法学），②実務基礎科目群（法曹倫理，ローヤリング，事務所経営などの実務的教育科目），③展開・先端科目群（労働法，会社法，商事仲裁）の科目が用意されている。

しかし，現実的に次の問題を抱えている。1つ目は，教員に関して，人材が乏しいため，優秀な教員を探しにくいことである。優秀な裁判官がLTCの教員として貢献しているが，多忙であるため，休講も多い。

2つ目は，授業の内容に関して，各教官に任せられており，弁護士会の運営委員会によるチェックがなされていないことである。また，カリキュラムを見ても，倫理に関する科目が30時間程度であるのは非常に少ないと思われる。また，基礎法学である法学の分析・解釈，政治学などがなく，展開・先端科目群でも知的財産法などの教育科目がない。

試験制度の最後の段階は，弁護士事務所におけるインターンであり，この段階には2つの問題が指摘される。1つ目は，未だ修習生であるにもかかわらず，弁護士の印鑑が使えるため，完全な弁護士のように実務を遂行する者がいることである。法廷で弁護活動をする時は，必ず弁護士の指導教官が同行するが，例えば，契約締結，法律顧問などの法廷以外の活動では，単独で実務を行えるため，「はじめに」で言及した倫理事件のようにクライアントの利益を侵害するなど現実的に様々な問題が発生している。2つ目の問題としては，修習報告書の内容について厳しくチェックされないことから，ほぼ100%の修習生がインターン段階を修了することができることである。

2. 無試験制による弁護士

試験を必要としない弁護士制については，弁護士法第32条に規定されている。その条文の内容は，

「次に掲げる者は，弁護士専門技術証明書及び法学の学士号を要求されない。

- ・5年を超えて職務に就いている裁判官，及び法学の中等修了証書（Certificate de la Capacite en Droit）を有し，かつ，2年を超えて職務に就いていた元裁判官

次に掲げる者は，弁護士専門技術証明書を要求されない。

- ・法学の学士号を受け，かつ，2年を超えて法律分野又は司法分野において働いている者

- ・元はカンボジア国籍を有しており，かつ，外国において弁護士登録を受けている弁護士

- ・法学の博士号を受けている者」と規定している。

この無試験制度にも様々な問題が指摘されている。

第一に，資格申請の段階において，無試験制度の判断基準が低く，無試験で資格を得る弁護士数が圧倒的に増えていることである。特に問題となっているのは，第32条の「2年以上の経験」という文言についてであり，弁護士会の各会長によって，解釈が分かれている。その中でも，Bun Honn会長の時代の（A）法学部卒業後に2年間職務を

経験したと解釈する説とSuon Visal会長の時代の(B)法学部を卒業する前でも民間企業の法務部門で2年間職務を経験したと解釈する説がある。(B)説の方が条件を緩和しており、弁護士の質が懸念される。条文の文言を見ると、卒業の前か後かは、明確に示されておらず、法律の内容としても不十分だと思われる。制度の妥当性を鑑みると、卒業の後の方が適切な解釈だと考える。

第二に、修習の段階に関しては、弁護士法第35条によりLTC研修⁴⁷を経ることとなり、研修のカリキュラムは、試験制度のカリキュラムと同様とされる。

しかし、試験制度のところで指摘する問題点に加えて、無試験制度特有の問題がある。それは、法律上、無試験制度による弁護士資格を取得するために、事前にLTCの育成を受けることが条件になっていないことである。つまり、無試験制度による弁護士には、高等裁判所で宣誓してから⁴⁸、弁護士実務資格が付与されても、LTCの育成コースを受けていない者がいるということである。そのため、弁護士の倫理やクライアントへのインタビュー技術等を勉強していないのに、弁護士の実務を行う者がいるということであり、「はじめに」の例③のように弁護士倫理に反するような事件が発生しやすくなる。これによって、無試験制度による弁護士と試験制度による弁護士の能力に違いも出ている。また、無試験制度による弁護士の質も確保できているのか疑問がある。

3. 改善点

以上の試験制と無試験制の検討を踏まえ、以下の二点が指摘できる。

第一に、全体としての懸念は、試験制度より、弁護士法第32条の無試験制度による弁護士資格を取得することが以前より広く行われるようになっており、弁護士の質が重視されていないことである。また、市場の要求以上に、弁護士人口が増加してきていることにも懸念がある。同条による弁護士の申請者は、法務の経験を証明できれば、法律専門職である裁判官・検察官・大学法学部教授だけに限られないことから、2年の実務経験年数の解釈を大学卒業後の経験として限定的な解釈の方法を採用すること、又は、同法第32条の条文を改正することを検討すべきである。そうでなければ、弁護士の質が落ち、弁護士の社会的地位が低くなると考える。

また、試験制度は、競争試験ではなく資格試験と位置付けられ、その水準と試験の公平性にも疑問がある。筆記試験及び面接試験の質問は、弁護士となる能力を測るには不十分であるし、無試験制度の基準は必ずしも明確ではなく、弁護士会での実務研修が義務付けられたものの、弁護士として十分な能力は有していないと考えられる。

第二に、研修システムも不十分である。法学教育と法曹養成の関係でカンボジアの法曹養成制度の中核をなすのは、大学卒業後の専門技術教育・研修の課程である。そのため、LTCにおける教育の内容について、理論的な内容と実務的な内容とのバランスを取る方法も細かく検討すべきである。また、少なくとも教員の2割以上は実務家とするべ

⁴⁷ 前掲(注46)参照。

⁴⁸ 弁護士法第34条。

きであり、教育の質を確保するために、継続的な第三者による評価（適格認定）の制度が設けられるべきである。加えて、カリキュラム編成をめぐる議論において実体法学教育が偏重されるため、法の適用・解釈を重視した教育の内容と弁護士業務に必要な社会科学・心理学に基礎づけられた交渉やコミュニケーションの能力開発の教育等も導入すべきである。グローバリゼーションの影響のもとで、特に経済的分野の養成に関する改革を新たに行うことが期待されるのではないかと思われる。

第4章 弁護士制度に関する諸問題

弁護士の制度に関しては、3つの問題に言及したい。第一に、弁護士の独立に関する問題、第二に、弁護士の適格性に関する問題、第三に、外国人弁護士に関する問題である。

1. 弁護士の独立の問題

近年、以下のとおり、弁護士が様々な機構の弁護士として任命されている傾向がある。

- 2016年3月に内務省の弁護士として3名の弁護士が任命され、省の長官と次官の位に相当する⁴⁹。同年7月に、憲法院の院長の秘書として3名の弁護士が任命され、省の長官と次官の位に相当する⁵⁰。同年7月に、憲法院の事務局副会長として1名の弁護士が任命され、省の次官の位に相当する⁵¹。
- 2017年1月に情報省の弁護士1名が任命され、省の次官の位に相当する⁵²。
- 2018年2月に内務省の弁護士2名が任命され省の次官の位に相当する⁵³。同年9月に防衛省の弁護士2名が任命され省の次官の位に相当する⁵⁴。同年9月にカンボジア王国政府弁護士の任命及び構成に関する勅令が発令され、王立政府の弁護士団体として8名の弁護士が任命され、省の大臣、長官、次官の位に相当する⁵⁵。
- 弁護士法第29条⁵⁶によれば、各弁護士が貧しい人々を弁護する義務を負うものとする。しかし、実際にその義務を果たさなかった弁護士がいたため、2019年に弁護士会が正式に各州のボランティア弁護士団体を設置した⁵⁷。

⁴⁹ Royal Decree NS/RKT/0316/242, 14th March 2016 (ព្រះរាជក្រឹត្យទេស/រកត/០៣១៦/២៤២ថ្ងៃទី១៤ មីនា ឆ្នាំ២០១៦)

⁵⁰ Royal Decree NS/RKT/0716/718, 13th July 2016 (ព្រះរាជក្រឹត្យទេស/រកត/០៧១៦/៧១៨ថ្ងៃទី១៣ កក្កដា ឆ្នាំ២០១៦)

⁵¹ Royal Decree NS/RKT/0716/716, 13th July 2016 (ព្រះរាជក្រឹត្យទេស/រកត/០៧១៦/៧១៦ថ្ងៃទី១៣ កក្កដា ឆ្នាំ២០១៦)

⁵² Royal Decree NS/RKT/0117/001, 6th January 2017 (ព្រះរាជក្រឹត្យទេស/រកត/០៧១៦/០១១៦ថ្ងៃទី០៦ មករា ឆ្នាំ២០១៧)

⁵³ Royal Decree NS/RKT/0218/160, 20th February 2018 (ព្រះរាជក្រឹត្យទេស/រកត/០២១៨/១៦០ថ្ងៃទី២០ កុម្ភៈ ឆ្នាំ២០១៨)

⁵⁴ Royal Decree NS/RKT/0918/1042, 29th September 2018 (ព្រះរាជក្រឹត្យទេស/រកត/០៩១៨/១០៤២ថ្ងៃទី២៩ កញ្ញា ឆ្នាំ២០១៨)

⁵⁵ NS/RTK/0918/1035 2018年9月29日「カンボジア王国政府弁護士の任命及び構成に関する勅令」を参照。

⁵⁶ 弁護士法第29条は、「(略)すべての弁護士は、自己の依頼者を弁護するのと同じの方法及び内規に従い、かつ、同一の方法において、貧しい人々を弁護する義務を負う。」と規定している。また、同法第30条は、「「貧しい人々」とは、財産を有しないか、収入を得ていないか、又は自己の生活を支えるのに十分な収入を得ていない人々として定義される。「貧困」の判断は、現場検証の後、裁判所の裁判長又は裁判所の事務局長が行う。」と規定している。

⁵⁷ 第25回弁護士会総会にて公開された「2019年10月から2020年10月までの弁護士会活動成果報告」を参照。 <http://bakc.org.kh/pdf/2020%20October/វិបាករណីមហាសន្និបាតលើកទី២៥.pdf> 【最終アクセス日2020年11月6日】

- 2019年2月18日にフン・セン首相が2018年度「女性のためのカンボジア国立委員会」の総会で、貧しい女性のための「サムディチョ・セン首相ボランティア弁護士団体」を創設することを決めた旨の発言をし⁵⁸、その旨の決定が発令された⁵⁹。現在、同団体の構成は、会長が1名、副会長が10名、会員弁護士が137名である。同団体の活動の目的は、経済的な余裕がない女性に法律サービスを無料で提供することである。
- 2020年に司法省も、各州第一審裁判所の管轄地域に置くボランティア弁護士団体の構成員として117名の弁護士を任命した。経済的に余裕がない国民が訴訟代理人を必要とする場合に無料の弁護士サービスを提供することが目的である。

このようにして、カンボジアの弁護士は様々な機関に所属しているが、このことに対する評価としては、二点を指摘できる。それは、①弁護士の全体の独立に影響を与えるのではないかという点である。所属する省の弁護士であることが裁判で悪用される懸念がある。また、②BAKCが省庁に所属する弁護士に懲戒処分をできない可能性がある点も懸念される。

本来、弁護士法第29条によれば、弁護士が貧しい人のために弁護する義務を負うこととなっているが、実際はその義務を公平に履行できていない。その根本的な問題は、1つ目は、様々な省庁の所属弁護士、首相のボランティア活動にもあるが、政治的な活動が裏にあり、弁護士と政治家とが親密な関係にあることが懸念される。2つ目は、例えば、弁護士が、首相のボランティア活動の名の下で職務を遂行しているところ、国家と個人との紛争が発生したときに、本当に貧しい人のために弁護ができるのかということである⁶⁰。

上記の二点の問題が存在しているため、弁護士が独立して、職務を遂行することができなくなっているのではないかとと思われる。ある弁護士は政治家と結び付き、法律上の条件・利益を超えて、クライアントのために動くというブラック弁護士となる。このような弁護士もいる中で、カンボジアの司法分野において、弁護士は果たして公平であるといえるのかが疑問である。

弁護士は、本来、自由・平等の立場であるはずが、実際には、様々な政治的な団体の弁護士となっているため、政治のために動いているようなことも見受けられる。

⁵⁸ ローカルニュース <https://www.wmc.org.kh/សម្តេចហ៊ុនសែនបង្កើតក្រុម> を参照【最終アクセス日:2021年1月8日】また、001/19/KMR 2019年2月27日「サムディチョ・センボランティア弁護士創設に関する決定」、002/19/KMR 2019年2月27日「サムディチョ・センボランティア弁護士選任及び構成に関する決定」を参照。

⁵⁹ 003/20/KMR 2020年2月27日「サムディチョ・センボランティア弁護士選任及び構成に関する決定」を参照。

⁶⁰ Ly Tayseng 弁護士が新聞記事の社説で述べた見解 https://m.postkhmer.com/វិភាគសង្គម/មេធាវីកូរពិចារណាឡើងវិញ-អំពីវិជ្ជាជីវៈមេធាវីនៅក្នុងព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា?fbclid=IwAR18OAP0jx1-DOc4tdgvSRMF-qS25CsG03SFY8ik_fMCnaq_MEdiq-_6C600 を参照。【最終アクセス日:2021年1月8日】

2. 弁護士の適格性の問題

第1章で記述した通り、弁護士の適格性の問題は、法律上規定されている。しかし、現状は実務をしない弁護士として登録しながら、実務をするという適格性に関する問題を抱えている弁護士がいる。

適格性は、弁護士資格の取得前に、厳しくチェックされる。つまり、かつて公務員であった者、裁判官であった者は、その職務を一時停止又は退職してから、弁護士の資格が承認される。実際に、政治家（首相、大臣、副大臣）、裁判官、国家公務員（省の次官、省の副総局長）等は第32条により弁護士資格を取得しているが、実務をしない弁護士として登録している。しかし、このような実務をしない弁護士が、実務をしている弁護士と連携し、結局、間接的に弁護士の業務に対して影響を与えているという懸念がある。

一方、弁護士資格の取得後に、適格性を審査する仕組みはない。つまり、実務をしない弁護士として登録しているのにもかかわらず、弁護士の職務を実施している場合に、これを正す仕組みがない。それに加え、実務をしない弁護士も印鑑を持つことができるため、実務をする弁護士と実務をしない弁護士とを分けていても、実際にはあまり意味がない。また、「はじめに」にある例④のように、州の取締役委員の立場でありながら、弁護士でもあるということが認められてしまうと、公益クライアントの利益を優先するかという問題にも繋がる⁶¹。

さらに、適格性がきちんと判断されないことにより、無試験制度による弁護士が増え、弁護士の人権擁護・公益弁護活動を如何に保障し、促進するかという問題を生じさせている。人権擁護・公益弁護活動分野の積極的な取り組みは、弁護士の伝統的な役割であり、使命である。しかし、現在大幅な弁護士人口の増加が進むとともに、弁護士間での競争が激しくなって、利益を得やすい仕事を重視する傾向にあり、そのことが、弁護士の役割意識に変化を生じさせると同時に、弁護士の基盤を動揺させ、人権擁護及び公益弁護活動を困難にしている。

3. 外国人弁護士の問題

外国人弁護士がカンボジア王国で実務を行うためには、弁護士法第6条の2つの条件を満たす必要がある⁶²。第一条件は、カンボジア弁護士会の評議会が承認することである。しかし、具体的にどのような承認条件があるのか、法律上には定めがなく、これま

⁶¹ 前掲（注60）。

⁶² 弁護士法第5条は、「外国弁護士のうち、その氏名が外国の弁護士会に登録されているもの、又はその者の原資格国により法曹に従事することを認識及び承認されているものは、カンボジア弁護士と共同して法曹に従事し、かつ、カンボジア王国の裁判所その他の機関においてカンボジア弁護士に同行し、カンボジア弁護士を補佐する権利を有する。外国弁護士は、依頼者を代理する（依頼者の代わりに務める）ことができない。」と規定している。

また、同法第6条は、「外国弁護士は、カンボジア弁護士評議会からの承認を得た上で、カンボジア王国の領土内に限り、法曹に従事することができる。当該承認は、その外国弁護士が十分な適格性を有するか否かによって判断され、かつ、その外国弁護士の原資格国がカンボジア弁護士に同一の可能性を提供する場合に限り、与えられる。当該承認は、カンボジア王国の領土内で法曹に従事する間に違法行為があった場合、撤回することができる。（略）」と規定している。

でBAKCが外国人弁護士の承認条件に関する決定をしたことはない。第二条件は、当該外国弁護士の原資格国においても、カンボジア国籍の弁護士に対して同等の承認を与えることである。

なお、カンボジア特別法廷の外国人弁護士は、第一の条件だけを満たすことだけで外国人弁護士として承認を受けているが、これを除いて、外国人弁護士が承認された例はない。

実際のところ、カンボジアでは複数の外国人の弁護士が弁護士会に登録せずに法律事務所を営業していることから、2000年にBAKCが、このような法律事務所に対して損害賠償を請求する訴訟を裁判所に提起した⁶³。

弁護士法上、外国人の弁護士が、弁護士会に登録せずに法律事務所のようなサービスを提供することは違法である。このような事務所は、商業省において、顧問会社として登録しただけで、法律事務所が提供するような法律顧問サービスも提供しているのである。

また、複数のカンボジアの法律事務所で活躍している外国人の弁護士もいるが⁶⁴、このような外国人の弁護士は、法律事務所のアドバイザーとしてスタッフレベルで勤務しているなら、法律の職務歴などを問われないという問題がある。

さらに、外国人の弁護士が増えれば、カンボジア人弁護士の仕事が減ることも懸念されるが、例えば、オイル貿易の契約関係、高層ビルの契約関係、大手銀行の契約関係など、国際貿易のために必要な高度な法的助言サービスについては、カンボジア人弁護士の能力に懸念があり、このような外国人に頼らざるを得ないという現実もある。

外国人弁護士の問題は、世界貿易機関（WTO）の加盟とも関係がある⁶⁵。カンボジア王国政府は、1994年10月にWTOに加盟申請し、2004年10月にWTO加盟国として承認された。WTO加盟国になると、加盟国間で、貿易が自由化されるが、外国人弁護士の活動についても認める必要があることから、弁護士法上の第二条件を削除する必要があるところ、現在まで同法は改正されていない。また、BAKCも未だ、外国人弁護士の在り方について検討し、その結果を公表する様子は見られない。

結び

本稿は、カンボジアにおける弁護士に関して、これまでの歴史の歩み、弁護士の育成及び実務の現状における問題を取り上げた。カンボジアの場合、そもそも公平な司法制度ができていないことが原因で、法曹である裁判官と弁護士が、実務家としての能力を十分に

⁶³ <https://www.phnompenhpost.com/national/bar-association-threatens-law-offices> 【最終アクセス日:2021年1月8日】

⁶⁴ Ly Tayseng 弁護士が新聞記事に社説で述べた見解 https://m.postkhmer.com/វិភាគសង្គម/មេធាវីត្រូវពិចារណាឡើងវិញ-អំពីវិជ្ជាជីវៈមេធាវីនៅក្នុងព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា?fbclid=IwAR18OAP0jx1-DOc4tdgvSRMf-qS25CsG03SFY8ik_fmCnaq_MEdiq-_6C600 を参照。【最終アクセス日:2021年1月8日】

⁶⁵ 詳しく紹介する論文には、Sok Siphana, Lessons from Cambodia's Entry into the World Trade Organization, ADBI Policy Papers No. 7, 2005, Asian Development Bank Institute がある。 <https://www.adb.org/sites/default/files/publication/159380/adbi-lessons-cambodia-wto.pdf>

発揮できていないのが現状である。国民が訴訟手続きに参加する制度と司法に対する国民の信頼を高めることがカンボジアの重要な課題だと認識しており、適切な裁判を実現するためには、その基礎として質の高い法曹を養成することだけではなく、実務が適切に行われることも期待される。

フランスの法整備支援によって起草された弁護士法の成立と弁護士会の創設後、現在まで25年の歴史があり、エンジニアや医者等の他の業界協会と比べると、現在のBAKCの自治は強いと言える。しかし、依然として弁護士の育成制度と弁護士のあり方を根本的に改善する政策は見受けられない。また、弁護士会会長は、これまで長期間の目標を示しておらず、さらには、弁護士会会長の活動は、そのリーダーシップによって全体の弁護士の利益を図ることよりも会長自身の個人の利益を図ることに偏っているとも指摘されている。

現在、弁護士人口の増大が弁護士間の競争を激しくするなかで、良い点としては弁護士の業務の専門化や事務所の大規模化（法人化）が進行していることも伺える。しかしながら、本稿の大まかな評価としては、弁護士になるための2つの方法のどちらにおいても問題があるということである。

第一に、弁護士の養成制度は一定程度機能しているが、後続の育成に関する研修システムが不十分である。弁護士法第31条の試験制度は、弁護士の能力を測るには十分でないことから、弁護士の質に懸念があるし、無試験制度（第32条）により弁護士資格を取得することが以前より広く行われるようになり、質を無視して弁護士人口が増加している。また、無試験制度の基準は必ずしも明確ではなく、法学の学士号の取得や弁護士会での実務研修が義務付けられたものの、弁護士に必要な一定程度の法的能力は未だ十分ではないと評価できる。それゆえ、全体の弁護士の質が落ち、結果的に弁護士の社会的地位が低くなっているのではないだろうか。

第二に、弁護士の制度自体にも様々な問題がある。まず、弁護士の独立が脅かされている問題である。弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現に基礎付けられるべきものである。しかし、敢えて、弁護士会以外のボランティア団体の活動を利用し、政治家と親密な関係を築いている弁護士もいることが批判されている。

弁護士法に基づき、司法分野に貢献するためには、弁護士の独立性が保たれる必要があるが、政治の道具として動いている弁護士団体もあり、結果として、弁護士としての本来業務でない業務に従事するとてもプロフェッショナルとは呼べない弁護士も存在するのである。

また、現状は実務をしない弁護士として登録しながら、実務を行っている弁護士もいるが、適格性を判断する仕組みがないことから、これを防ぐことができないことも問題である。

このような状況の中で、今後の弁護士制度改革に関しては、弁護士の育成制度だけを改革しても意味がなく、適格性や試験等の制度も見守らなければ意味がないと考える。今後の改革の担当官は、大きな負担を背負うことになると思うが、カンボジアの弁護士制度を改善するためには、必要な改革であると考えられる。

本稿はカンボジアにおける弁護士の育成と実務に関する問題を検討し、今後の弁護士制

度の改革のために，とりわけ，弁護士法の改正が必要であると考えられる条文を指摘した。今後の法整備支援との関わりに関する参考の情報となれば，幸いである。次回は，カンボジアにおける法令の起草を巡る問題（パート3 起草者レベル）を執筆する。